ご存知ですか？国民年金保険料の割引制度

問 保健福祉課 国保年金係（1406）

国民年金保険料は、前納や口座振替を組み合わせることにより割引されます。

■納付の方法は３種類

①口座振替　②納付書払い　③クレジットカード払い

■前納の種類と割引額（平成 30 年度）

	口座払い	納付書（現金）払い クレジットカード払い
月払（通常） 翌月引き落とし	割引なし	割引なし
月払（早割） 当月末引き落とし	月 50 円	取り扱いなし
半年払	半年で 1,110 円 （1年で4,110円）	半年で 800 円 （1 年で 1,600 円）
1 年払	1 年で 4,110 円	1 年で 3,480 円
2 年払	2 年で 15,650 円	2 年で 14,420 円

■納付の方法

①納付書（現金）払い

年金機構から送付される納付書により最寄りの金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、電子納付で納めてください。

②口座払い・クレジットカード払い

申請が必要です。東北福島年金事務所または役場の国保年金係の窓口で申請することができます。

■持参物　引落希望の通帳またはクレジットカード、印鑑（口座の場合はお届け印）、年金手帳など基礎年金番号の分かる書類

■口座払いの申請書提出期限

方法	期間	振替日	申請書提出期限
月払（通常）	毎月	翌月末	随時
月払（早割）	毎月	当月末	随時
半年払	4 ～ 9 月分	4 月末	2 月末
	10 ～翌 3 月分	10 月末	8 月末
1 年払	4 ～翌 3 月分	4 月末	3 月末
2 年払	4 ～翌々 3 月分	4 月末	2 月末

※クレジットカード払いはクレジット会社により引き落とし日が異なります。

■お問い合わせ 東北福島年金事務所 TEL 535-0141

女性のミカタ健康サポートコール

専用コール　024-535-5615

福島県は女性の身体や性に関する悩み・不安に幅広く対応しています。（平日午前９時～午後５時、相談無料）

心の健康相談　県北保健福祉事務所 TEL 534-4300

日時：１月 22 日㈫ 午後１時 30 分～３時 30 分

専門の医師に相談できる場です。お気軽にご相談ください。

予約制ですので実施日の３日前までにお申し込みください。

住宅用太陽光発電システムの設置費用を補助します

問 町民税務課 生活環境係（内線 1307）

住宅の屋根などへ太陽光発電システムを設置する方に補助金を交付しています。

・補助金額　1kW 当たり 30,000 円

・補助金額の上限　30,000 円× 4kW ＝ 120,000 円が補助金額の上限です。

・先着順で予算額に到着次第締め切り

申請手続きなどの詳細については、町ホームページをご覧いただくか、標記担当までお問い合わせください。

国民年金第１号被保険者の皆さまへ

問 保健福祉課 国保年金係（1406）

国民年金基金は、自営業、農業などの国民年金の第１号被保険者の方々がゆとりある老後を過ごせるよう、国民年金に上乗せする公的な年金制度です。

・加入できるのは、国民年金に加入している 20 歳以上 60 歳未満の方および 60 歳以上 65 歳未満で国民年金に任意加入している方です。

・加入は任意で、色々な年金のタイプから現在の状況や将来設計にあわせて選ぶことができます。

・65 歳から生涯受け取ることができる終身年金が基本ですので、長い老後に備えることができます。

・年金受給前や保証期間内にお亡くなりになった場合、ご家族に一時金が支払われます。（保証がないタイプの年金もご用意しています。）

・掛金は全額社会保険料控除、受け取る年金は公的年金等控除の対象になり、税制面で優遇されます。

■問い合わせ

福島県国民年金基金　TEL 0120-65-4192

【ハローワーク出張相談会】開催のお知らせ

ハローワーク福島が川俣町役場で、求人の申込、助成金制度に関する相談や求職活動の相談会を実施します。

事業所の皆さま、人材確保に向けた求人申込や助成金制度などの相談が可能です。

また、仕事をお探しの皆さま、求人情報に関する相談のほか、履歴書の書き方、求職活動の進め方などの相談ができます。

なお、当日の求職申込または求人申込の登録は、後日ハローワーク本所にて行いますので、予めご了承ください。

■日程　１月 24 日㈭　午後１時～３時

■場所　川俣町役場 １階 うぐいす広場

暮らし

町営住宅入居者を募集します

問 建設水道課 管理係（内線 1603）

■**募集期間**　1 月 4 日㈮～ 1 月 18 日㈮
■**受付時間**　午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
■**対象住宅と戸数**
①中道団地（飯坂字中道） 1 戸
②壁沢団地 1 号棟（字壁沢） 5 戸（3・4・5 階）
③壁沢住宅 2 号棟（字壁沢） 5 戸（4・5 階）
④ふもとがわ団地1号棟(大字鶴沢字笛田) 2戸(3･4階)
⑤ふもとがわ団地2号棟(大字鶴沢字笛田) 5戸(2･3･4階)
⑥賤ノ田団地（字賤ノ田） 6 戸（1・2・3・4・5階）
※壁沢住宅 2 号棟については、U I ターン者・新婚世帯への優先選考（以下の入居条件を満たした場合で、入居期間が最長 10 年間の条件）があります。
■**間取り・設備**　各団地で異なりますので、問い合わせください。
■**入居条件**
①現に住宅に困窮している方。
②税、その他の使用料などの未納がないこと。
③現に同居し、又は同居しようとする親族があること。ただし、婚姻の予約者なども含む。
④単身入居の資格が認められる者は満 60 歳以上。(60 歳未満の場合は別途条件が必要となりますので、問い合わせください。)
⑤収入基準は、所得月額 158,000 円以下であること（収入のある方全員です）。ただし、裁量世帯（入居者が障害者等）の場合は 214,000 円以下。
⑥入居決定時に、1名の連帯保証人に引受承諾が得られること。
⑦入居者が暴力団員でないこと。
■**家賃**　入居者の所得や団地ごとに異なります。(別途、共益費等がかかります。)
■**駐車場**　原則 1 戸に 1 台。(家賃とは別に使用料有り。一部の住宅は駐車場無し)
■**受付場所・問い合わせ**　標記担当まで。

平成 30 年度道路除雪の実施について

問 建設水道課 管理係（内線 1603）

降雪時におけるスムーズな道路交通の確保のためには、住民の皆さまのご協力が不可欠です。道路除雪に対し、住民の皆さまのご理解をお願いします。
■**対象路線**　町道の一部　①幹線道路（1 級・2 級町道）及び路線バス・スクールバス路線　②その他の町道の順で実施します。
■**実施基準**　積雪量 15.0 ｃｍ以上
■**町からのお願い**　①除雪には注意を払っておりますが、スムーズな除雪実施のため、除雪車通過後の玄関前、木戸道入口などの除雪は、各家庭でお願いします。
②道路への雪出し、側溝への雪捨ては通行の妨げとなるとともに、側溝がつまってあふれるなど、事故などの原因となります。個人として責任を問われることがありますので、絶対に行わないでください。
③着雪により、竹、樹木の枝などが障害になると、除雪作業の支障や事故などの原因となります。所有者が責任を問われる場合がありますので、適切な管理をお願いします。
なお、通行の支障となっている竹、樹木について、町が緊急避難的に伐採を行うことがありますので、ご了承願います。

ごみ出しはルールを守って

問 町民税務課 生活環境係（内線 1307）

分別されていないごみが収集所へ出されているとの苦情が増えています。分別されていないごみは収集されません。また、ごみは種類ごとに出す日が決まっています。ルールを守って収集所へ出しましょう。
■**ごみの出し方と種類**

ごみの種類	出し方
もやせるごみ	指定ごみ袋
もやせないごみ	指定コンテナ
ペットボトル・ガラスびん	資源専用袋
プラスチック製容器包装	資源専用袋
粗大ごみ	そのまま
古紙類（資源回収物）	種類ごとに束ねる。 ※ごみ収集所とは違う回収場所のところもあります。

※指定コンテナは、役場町民税務課生活環境係にて販売しています。価格は大:1 個 1,200 円、小:1 個 1,000 円です。
※指定ごみ袋、資源専用袋は町内の小売店・量販店にて購入してください。
■**お願い**
・ごみは種類ごとに分別して、出し方を守って収集所へ出してください。詳しくは「ごみの分け方・出し方」をご覧ください。
・ごみ収集日は地区により決まっています。「ごみ収集カレンダー」をご覧ください。
・収集日以外には出さないでください。
・収集日の朝 8 時までに出してください。また、収集所近くに民家がある場合は出す時間を考慮してください。
・指定ごみ袋・指定コンテナにお名前を書いてください。
・お住まいの地区内の収集所にごみを出してください。やむを得ず、地区外の収集所にごみを出す場合は、その収集所のルールを守って出すようにしてください。
※「ごみの分け方･出し方」、「ごみ収集カレンダー」は役場町民税務課で配布しています。